滋医福第1583号

令和２年(2020年)８月４日

介護サービス事業所の管理者　様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長（公印省略）

滋賀県介護サービス体制強化費補助金の交付申請について（通知）

　日頃は、県の医療福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、今般、実施要綱および補助金交付要綱を定め、令和２年８月４日から適用することとしたので通知するとともに、別添のとおり補助金交付にかかる手続きを案内します。

なお、補助金交付申請にかかる期日は下記のとおりとしますので、補助金事業の円滑な執行についてご配慮いただきますようお願いします。

記

１　補助金交付申請期日

新たに雇用する職員の採用選考後、速やかに申請することとします。

特に、補助対象となるためには、県の補助金交付決定後に雇用を開始していただく必要があるため、ご注意願います。採用選考から雇用開始までの期間が短い場合はあらかじめご相談ください。

なお、当補助金は予算の範囲内で交付しますので、予算を超える申請があった場合は、申請内容が適正であっても申請額どおり交付できないことがあります。

２　補助対象事業の期間

補助対象事業の期間は交付決定後から令和３年３月31日までとします。

３　その他

　　補助金にかかる様式の電子データは、県ホームページからダウンロードしてご利用ください。

　（滋賀県＞県民の方＞健康･医療･福祉＞高齢者福祉･介護＞助成・支援･補助）

　　今後、運用上の留意点にかかるＱ＆Ａ、その他の連絡事項がある場合には、県ホームページに掲載することとしますので、交付申請等の手続前に予めご確認いただきますようお願いします。

[申請先・問合先]

〒520-8577　大津市京町四丁目１番１号

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課介護・福祉人材確保係

TEL：077-528-3597／FAX：077-528-4851

e-mail：ed00@pref.shiga.lg.jp